

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 6 年 8 月組合議会定例会 会議録

令和 6 年 8 月 2 9 日

1 出席議員氏名

松隈 清之	大川 隆城	尼寺 省悟	江副 康成	伊藤 克也
池田 利幸	重松 一徳	大久保 由美子	平野 達矢	
宮原 宏典	吉富 隆			

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 議会録署名議員

尼寺 省悟 平野 達矢

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	船津 直樹	次長兼鳥栖消防署長	松永 康輝
次長兼総務課長	西山 伸一	警防課長	吉家 巧
情報指令課長	井上 耕一	予防課長	永田 文隆
西消防署長	藤光 敏文	総務課参事	大寫 邦彦
総務課長補佐	園木 勝彦	総務係長	牟田 尚弘
財政係長	平野 剛		

5 議会事務局員氏名

総務係主任 堤 悠紀

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例
日程第 6	令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）
日程第 7	令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時56分から11時03分

(松隈議長)

おはようございます。会議時間前ではございますが、皆さんお揃いですので始めてよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(松隈議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合 告示第7号におきまして、組合議会定例会が招集されました。

ただ今、出席人員11人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより令和6年8月 組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において尼寺省悟議員並びに平野達矢議員を指名いたします。

日程第3 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

みなさんおはようございます。大変足元が悪い中に御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは早速始めさせていただきます。

本日、ここに令和6年8月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第8号 令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）に

ついて申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入、歳出それぞれ2,451万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,452万6千円といたしております。

歳入面では繰入金、繰越金を増額する一方、諸収入を減額いたしております。

歳出面では総務費において職員手当等、役務費、委託料、工事請負費及び公課費を増額する一方、財政調整基金への積立金を減額することといたしました。

また、公債費については、償還額の確定に伴い所要の額を補正いたしております。

次に、議案第9号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては国庫支出金、繰入金及び組合債の増額に伴い、歳入総額18億1,424万8,228円となっており、前年度比は6.36%の増であります。

歳出につきましては、経常的な支出のほか救助工作車を更新いたしましたので、歳出総額17億9,097万1,569円となっており、前年度比は6.07%の増でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、御願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第5 議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

皆様おはようございます。次長兼総務課長の西山でございます。

また、台風が接近中の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日はよろしく御願います。

それでは、議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

① 議案書の1ページ及び④議案参考資料の1ページ新旧対照表をお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部改正につきましては、「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例」を廃止する条文を追加いたします。

この条例は、昭和天皇の崩御に伴い「公務員等の懲戒免除等に関する法律」第3条の規定に基づき、職員の懲戒免除に関し必要な事項を定めたものでございます。

廃止の理由ですが、現在、この条例の対象となる職員が在職していないこと。また、将来に向かって懲戒免除等となる職員が発生することがないためでございます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日からといたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、御願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。
これより議案第7号の質疑を行います。

(一同)

なし。

(松隈議長)

ございませんね。質疑を終わります。
本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。
議案第7号 鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(松隈議長)

御異議なしと認めます。
よって、議案第7号鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。
日程第6 議案第8号 令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)を議題といたします。
提案理由の詳細説明を求めます。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

議案第8号 令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)について、御説明いたします。

別冊②の資料、令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ2,451万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ16億1,452万6千円としております。

それでは詳細について、事項別にご説明いたしますので8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが一般財源等に充てるため、款5繰入金、項1基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金として397万円を増額し、補正後の額を397万1千円といたしております。

目3の消防施設等整備基金繰入金として75万4千円を増額し81万1千円といたしております。こちらにつきましては、工事請負費に充当させていただくものがございます。

款6の繰越金は、科目設定をしておりましたが令和5年度からの繰越金を増額し、補正後の額を2,327万6千円としております。

次に款7諸収入、項2高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定しましたので348万3千円を減額し、補正後の額を292万5千円としております。

減額となった理由につきましては、平均出動件数の割合係数が3%から2%、また出動回数割り増し率が1.5から1.0になったためでございます。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款2総務費の項1総務管理費、目1の一般管理費でございますが115万9千円を減額し、補正後の額を14億8,196万3千円といたしております。

内訳でございますが、節3の職員手当等の増額804万円は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に基づき、児童手当の拡充に伴うものでございます。

節11役務費の1万円1千円の増額は、本年度採用しました職員の救急救命士登録に伴うものでございます。

節12委託料の増額67万4千円ですが、こちらも児童手当の拡充により人事給与システムの改修が必要となったためでございます。

節14工事請負費は、旧西消防署庁舎の外壁シーリングが劣化し、防水機能が果たせなくなったため、改修工事費として75万4千円を増額いたしております。

節24積立金につきましては、繰越金の確定及び予算の調製を行うため、財政調整基金への積立てを1,064万7千円減額しております。

節26公課費9千円の増額につきましても、本年度採用した職員の救急救命士登録に伴うものでございます。

款4の公債費でございますが、令和5年度に実施いたしました各事業について、起債に係る償還額が確定しましたので、元金で2,529万1千円、利子で38万4千円を追加し、補正後の額を6,756万1千円としております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜われますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第8号の質疑を行います。

(松隈議長)

よろしいですか。

(一同)

なし。

(松隈議長)

はい、ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号 令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(一同)

異議なし。

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)について

は原案のとおり決しました。

日程第7 議案第9号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

議案第9号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について御説明いたします。

別冊③の資料、歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

各項目の詳細につきましては、後ほど事項別に御説明いたしますので、合計額のみ報告させていただきます。

歳入の合計は18億1,424万8,228円、続きまして歳出の合計は17億9,097万1,569円で、歳入歳出差引額2,327万6,659円でございます。

それでは、事項別明細書で内訳を御説明いたしますので、14、15ページをお願いいたします。

15ページ歳入の収入済額をご確認ください。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金で14億7,329万1千円を収入しており、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

款2使用料及び手数料で359万8,361円を収入しております。

内訳でございますが、項1の使用料で19万161円、項2の手数料で340万8,200円を収入しており、詳細については備考欄に記載のとおりでございます。

款3国庫支出金5,014万2千円につきましては、繰越事業としておりました救助工作車整備事業に伴うものでございます。

款4財産収入、項1財産運用収入121万1,005円につきましては、各基金の預金利子でございます。

項2財産売却収入135万8,264円は、救助工作車などを廃金属として売却を行った収入でございます。

16、17ページをお願いします。

款5繰入金9,197万6,430円ですが、目1財政調整基金繰入金3,388万8千円は、人事院勧告等に伴う給与及び職員手当などに充当いたしました。

目2退職手当基金繰入金の収入はございません。

目3消防施設等整備基金繰入金5,808万8,430円は、はしご車のオーバーホール費用など備考欄に記載しております各事業に充当しました。

款6繰越金は1,724万3,831円でございます。

款7諸収入で2,581万9,337円を収入しております。

内訳でございますが、項1預金利子で3,848円、項2高速自動車国道救急業務支弁金で640万8,540円、項3雑入で1,940万6,949円となっており、詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

18、19ページをお願いします。

款8組合債は1億4,880万円としており、詳細につきましては備考欄に記載のとおりござい

ます。

款9県支出金80万8千円は、備考欄に記載の補助金でございます。

一番下の欄になりますが、歳入合計予算現額18億918万4千円に対し、収入済額は18億1,424万8,228円でございます。

20、21ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございますが、不用額につきましては節の主なものについて、御説明いたします。

款1議会費で32万5,006円を支出しており、節1報酬で22万6,496円、節8旅費で8万8,400円、節10需用費で1万110円となっております。

続きまして款2総務費で15億2,254万1,530円を支出し、不用額は1,305万1,470円でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の内訳ですが、節1報酬で、200万3,304円、節2給料で5億5,356万4,606円、節3職員手当等で4億9,042万9,033円を支出しています。

職員手当等につきましては、職員の休暇等の取得により休日勤務手当が減額になったため、不用額が多くなったところでございます。

節4共済費で2億332万3,385円を支出しています。

共済費につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の変更に伴う、減額となったためでございます。

節7報償費で45万8,920円を支出しておりますが、主にコミュニティ助成事業を活用し、幼年消防用の鼓笛隊セットを購入しております。

節8旅費で516万5,109円を支出しております。

22、23ページをお願いします。

節9交際費で1万5,188円、節10需用費で5,088万7,121円を支出しておりますが、空調設備改修工事により、主に光熱水費が支出減となり不用額が多くなったところでございます。

節11役務費で、経常的な経費として1,738万716円を支出しております。

節12委託料で9,783万1,503円を支出しておりますが、経常的な経費のほか梯子車のオーバーホール委託業務や、ドローン操縦者養成講習委託業務などでございます。

節13使用料及び賃借料で1,430万9,135円を支出しておりますが、新たな事業としてNET119、119番映像通信システム利用料や経常的な経費などでございます。

24、25ページをお願いします。

節14工事請負費4,458万6,300円を支出しておりますが、消防本部・鳥栖消防署空調設備等改修工事のほか、備考欄に記載のとおりでございます。

節17備品購入費では81万6,556円を支出し、庁用器具などを購入しております。

節18負担金補助及び交付金では934万3,199円を支出しておりますが、救急救命士研修や佐賀県消防学校入校など備考欄に記載のとおりでございます。

節21補償補填及び賠償金の支出はございません。

節24積立金3,135万7,005円を、備考欄に記載のとおり各基金へ積立しております。

節26公課費104万2,050円につきましては、自動車の車検に伴う車両重量税などでございます。

項2監査委員費で2万8,400円を支出しており、節1報酬で1万8,000円、節8旅費で1万400円となっております。

26、27ページをお願いします。

款3消防費では1億7,691万8,648円を支出しております。

内訳でございますが、項1消防施設費、目1消防施設管理費、節11役務費2万2,460円は救助工作車の更新費用でございます。

節12委託料で2万2千円を支出しております。

節17備品購入費1億7,680万8,088円でございますが、救助工作車のほか備考欄に記載のとおりでございます。

節26公課費で車両重量税など6万6,100円を支出しております。

款4公債費は9,118万6,385円を支出しております。

内訳でございますが、目1元金で9,026万1,756円、目2利子で92万4,629円となっております。

款5予備費の支出はございません。

一番下の欄になりますが、歳出合計予算現額18億918万4,000円に対し、支出済額17億9,097万1,569円でございます。

30ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額18億1,424万8,000円に対し、歳出総額17億9,097万2,000円で歳入歳出差引額2,327万6,000円、実質収支2,327万6,000円となっております。

32、33ページをお願いします。

財産に対する調書でございますが、公有財産の土地及び建物につきましては、令和4年度からの増減はございません。

34、35ページをお願いします。

備品でございますが、救助工作車1台の更新と緊急自動二輪車3台を廃車し、携帯無線移動局2台を増台しております。

36ページをお願いします。

西消防署の蘇生訓練用生体シミュレーターの更新、自動心肺蘇生器2器及び災害対応ドローン1機を購入いたしております。

37ページをお願いします。

基金の決算年度末現在高でございますが、財政調整基金は1億1,609万7,756円、退職手当基金は3億9,130万24円、消防施設等整備基金は6億3,394万2,080円でございます。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、武田光邦監査委員から審査報告をお願いします。

(武田監査委員 入室)

失礼します。

(松隈議長)

では、審査報告をお願いします。

(武田監査委員)

みやき町の武田でございます。決算審査意見書 地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係諸帳簿等により本日慎重に審査した結果、正確なものであることを認めます。

令和6年6月26日 鳥栖・三養基地区消防事務組合 監査委員 武田光邦、重松一徳
以上でございます。

(松隈議長)
ありがとうございました。

(武田監査委員 退室)
失礼します。

(松隈議長)
これより議案第9号の質疑を行います。

(平野議員)
はい。

(松隈議長)
平野議員

(平野議員)
みやき町の平野でございます。
まず、あのですね。歳入において、款1分担金及び負担金でございます。市町の負担金が入っておりますけれども、現状ですね、いわゆる、条例でいけば定数条例146名となっております。
そうした中でですね、いわゆる基需に対しての充足率ですね、現状がどれくらいあるか分かればですね、この機材とですね、人材と別々に分かればですね何%ぐらいの充足になってるのかですねお伺いいたします。

(西山次長兼総務課長)
はい、議長

(松隈議長)
西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)
平野議員の御質問にお答えします。
消防力の整備指針の中で、現有台数に対する人員の基準でございますが、充足率については77.7%。基準財政需要額に対する充足率については86.4%となっております。
これにつきましては定数条例146で試算しておりますので、現在職員数については154名でありますので、もう少し充足率が上がると思われます。
以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)
機材関係は

(西山次長兼総務課長)
はい、議長

(松隈議長)
西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

すみません。平野議員の質問にお答えします。

基準台数に対する人員の基準なんですけれども、これについては、現在59.6%でございます。今の総数154名に対しては63%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

はい、平野議員

(平野議員)

私がこの部分について質問したのはですね、やはり鳥栖・三養基地区消防事務組合の仕事ですね。やはり人命財産を守る非常に大事なですね組合だと考えておるところで、いわゆる基準財政需要から試算をしてですね、やはり、できれば100%を、やはりね、充足すべきだという考え方なんです。

要は、今、これは市町の負担金という形で、いわゆる国からの交付金が市町を経由して、トンネルで入ってきてるわけですね。

要は、このですね交付税の積算においては、いわゆる各市町で積み上げをされていると思うわけですよ。

そうした中で、地方交付税として、いわゆるこの事務組合へのお金が市町経由でトンネルで入ってきてるっていうことは、要はその各市町のいわゆるですね、交付税の積算にですね、どのようなですね考え方でですね積み上げをされているのか、もう令和6年、令和7年度についてはですよ、もう、概算要求、国のほうはあれですから、もう、構成自治体もおそらく積み上げの段階に入っていくんじゃないかなと考えてるわけですよ。

その件に関して、消防事務組合としてのですね考え方、各構成団体の首長さんの考え方、意思統一が出来た中で、その積み上げというのがなされてるのかどうかですね。で、各市町構成市町によって、この事務組合に対する考え方が違うとやはり積み上げのやり方も若干違うと思うわけですよ。ですね、基準財政需要額は積み上げ方も、正直言って、まあ、あの係数が決まっていますので、しかしその他のところでですね積み上げが、どうにかされないかなと、そういう部分を考えるわけですよ。その辺りが首長間での意思統一が図っておられるのかどうかですね。あの、お伺いをいたします。

あの要は、各市町の部分を、この事務組合で積み上げをしているのかどうかですね。その辺りも、はっきり、ちょっと私はよく存じておりませんので、その辺りをお伺いします。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

平野議員の質問にお答えします。

負担金の算出方法については、本組合の規約に規定する常備消防費の相当額となる市町負担金については、基本的に人口規模による算出をしております。

具体的には地方交付税による10万人となる標準団体における消防費の単位費用に、国勢調査による各市町の人口係数を乗じた補正後人口で算出した消防費のうち、救急業務費の全額、消防費から救急業務費を差し引いた額の67%、それに高速自動車国道救急業務特別交付税及び起債により措置された普通交付税を合計した額を負担金としていただいております。

また、今67%とお伝えしましたが、これについては5年ごとですね、見直すということで、令和8年度にですね市町と協議をしてですね、その情勢に応じた負担金をいただくような形を、とっております。

以上、御説明いたします。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

はい、平野議員

(平野議員)

今の答弁ではですね、まず基本的には人口というのがですね、基準になるということでございますけれども、いわゆるその単位費用の中でですね、補正係数、これ補正係数をですねどのように変えていくのかという部分についてはですね、やはり、この組合の事情等でですね、ここ、補正係数というのを変えることが可能ではないだろうか考えるわけです。

その辺り首長さんたちがどのように考えられておるのかですね、やはりできれば、私は、基準財政需要額100%という予測をするべきだと私は、基本的にそこを考えてますから、このですね、充足率というのを、常に言っているわけです。

その辺りをですね、やはり、できるだけ100に近いところに持っていくためには、各市町の首長さんたちのですね意思統一を図らなければならないんじゃないかなと。確かにですねこの負担金というのが発生してくる部分についてはですね、それは大変だと思いますけど、あくまで国から求めるという形で通ってきますのでですね、その辺りはどのようになっているのかなあと。私、存じておりませんので、答弁をお願いします。

(松永次長兼鳥栖消防署長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永次長兼鳥栖消防署長

(松永次長兼鳥栖消防署長)

はい、平野議員の質問にお答えいたします。

基準財政需要額の、今、総務課長が説明しました、常備消防費ということで説明をいたしましたけど、基準財政需要額の消防費っていうのは、消防団と常備消防費というのがありまして、その分は、消防団事務については構成市町のほうでされてあります。で、その分を差し引いた額の職員数の人口10万人が約169人ですね、この分でうちの定数が146人ですね、これが86%程度、負担金の額と、大体同じぐらいになっているところでございます。

ですので、今後、議員が御指摘のとおり職員数のことを検討していくとなれば、そういう、例えば負担金も上がってくるようなことになってくるかと思います。

以上、お答えいたします。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

ですからね、私が言うのは非常備消防と常備消防というのをきちっと分けないといけない。

しかしながら、非常備消防のほうも、各市町がどのような状況なのかは分かりませんが、常備消防においては、できるだけやはり、特に火災においては、やはり常備消防のですね、それは救急業務費等については、やっぱり常備消防の役割というのは非常に重いわけですね。

要は非常備消防も、あくまで水害とか、ああいう、崩落とかそういう部分についてはやっぱり、人的支援というのが非常に大事になりますので、非常備消防費というのも分かりますけれども、各首長さんたちがですね、やはりこの86%を100%になす部分においては、やはり自治体からのいわゆる負担金増になってくるわけですね100になすためにはですね。100になすためには。

ですから、できれば私はね、住民の生命財産を守るためには、この部分については、各市町も負担金を増やしてでも100に近い数字にしていくべきだと私は考えてるわけですよ。

できれば、管理者、副管理者、どのような考えなのかですねその辺っていうのを、やっぱり、将来に向けて、いかにして100に近づけていくのかというのは、私は、そこは意思統一を図っていくべきだと思いますので、一応私の要望として受け止めていただきたい。管理者、副管理者にはですね、そのように思います。

答弁があればもう答弁されて結構ですし、ないならいいんです。

(松隈議長)

ないという事で。他にございませんか。

(一同)

なし。

(大川議員)

はい。

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

確認のためにちょっとお尋ねします。えーっとですね、この資料は23ページ支出のほうの23ページで、12委託料の中でですね、はしご車のオーバーホールの関係が4,620万出ておりますが、これが、はしご車購入費が約2億、それからオーバーホールが7年に1回、その次に5年目、5年目というかこうでされると。

そして、まあ昨年、令和5年が7年目で、オーバーホール1回やりましたですね。次は、5年後ですから令和10年にまたオーバーホールをやる。

そしてその次の、また5年後17年に、置いとくならばオーバーホール関係と、聞いた話では、もうこの時点では更新をするというようなことで進められているということになりますと、3億円ぐらい出るわけですね。そうすると、もちろん災害時に出勤はもちろんですけども、それは本当にもう、大規模災害とか、高層ビルの災害とかっていうのは、当然はしご車出勤せんといかんですが、それ以外に出勤しないときの、その平和的活用といいますかね、その辺を以前は、例えば、消防出初式とか、いろんなイベントの時に出勤して、指示をするとかそういうことをされていたと思いますが、それらの活用をですね、まあコロナの関係で3、4年停止といいますか中々されない時期があったと思いますが、今後について、今、どのように、その活用についてお考えか、ちょっと、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松永次長兼鳥栖消防署長)

はい、議長。

(松隈議長)

松永次長兼鳥栖消防署長

(松永次長兼鳥栖消防署長)

大川議員の質問にお答えさせていただきます。はしご付消防自動車につきましては、一般に乗者させるようなことはやっておりませんが、構成市町等からの依頼があった場合については、乗車、それから展示等対応をさせていただいております。

今後につきましても広報活動として、そういったことは続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(大川議員)

はい、はい、議長

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

ありがとうございます。

やはりそういう事ですね、皆さんの前で、例えばイベントの時に展示して、そこで子供さん達に、試乗させるとか何とかする事によって、子供たちの希望といいますか、憧れを持たせることが、先々は、消防になりたいという気持ちにも繋がっていくんじゃないでしょうか。

そうすると、将来的には消防員の補充にも繋がっていきやせんだろうかというのが一つ。

それと、今度は一般町民の皆さんに対しては、一旦関係あるときはこういう事で、ちゃんと備えてますよっていう安心感を与える事に繋がるかと思います。思うからですね、やはり今後、さらに今言われたように機会あるごとに、できるだけ、消防車も活用していただいて、皆さん方にそういうふうな気持ちを抱かせる意味も含めて、大いに有効利用してもらいたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(松隈議長)

他にございますか。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

鳥栖の池田でございます。

私のほう、この令和5年度主要施策の成果説明書の13ページから質問をさせていただきたいと思っています。

令和5年度の主要施策の成果の説明書13ページ、ここで緊急出動の状況が、はい、まず、ここで地区別は必要ありませんけれども、昼間と夜間の緊急出動の件数の割合が分かれば教えていただきたいと思います。

また、よく救急車の適正利用のポスターを拝見しておりますけれども、これから、まさに、これ課題だと感じておるんですけれども、緊急性のない傷病者からの救急要請が増えてきているという感じが実際しています。実際に搬送された傷病者の程度、軽傷、中等症、重症、この割合がどのようになっているのか、まず、この2点について教えていただいてよろしいですか。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

警防課長の吉家でございます。よろしくお願いします。

池田議員の質問にお答えいたします。

まず昼間と夜間の救急件数の割合でございますが、令和5年中の救急要請があった時間のうち、朝7時から19時までの間の昼間、これを昼間帯とし、19時から翌朝7時までを、夜間帯に分けてお答えいたします。

昼間帯の救急要請は、4,465件と、全体の69.8%を占め、夜間帯の救急要請は1,936件で、全体の30.2%となっております。要約しますと、昼が約70%、夜が約30%の割合となっております。

次に、救急搬送された方の傷病程度の割合でございますが、入院の必要はない軽症者が40.5%、入院加療が必要な中等症は45.9%、3週間以上の入院加療が必要な重症者は11.8%、それから死亡と診断された方は1.8%となっております。

以上、御回答とさせていただきます。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい、次にちょっとお伺いしたいのが、この、住民の皆さんからちょっと私たち、私とかに話をいただく部分のことになります。救急車を要請した際に、患者を救急車に搬入後、すぐに病院への搬送が始まらないっていうお声を聞いたりします。いろいろ手続がある中でっていうことは重々承知しておりますけれども、私たちも相談をいただいた方とかに正確な情報として、お伝える義務がございますので、いま1度、現場到着から現場離脱までの救急隊の活動の流れを教えてくださいよろしいですか。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

池田議員の質問にお答えいたします。

救急隊は、まず現場到着後、すぐに事案の発生状況を確認するとともに、傷病者の呼吸、脈拍、意識状態の観察や、現在身体に起こっている身体所見などを確認して、緊急度や重症度を判断しております。

同時に、必要な応急処置を施しながら、適切な治療が行える医療機関を選定いたします。

基本的には、かかりつけ病院などを選択いたしますが、緊急度や重症度が高いと判断される場合は、希望される病院とは異なる2次医療機関、もしくは3次医療機関に搬送する場合もございます。

また、救急隊員が現場で滞在する時間につきましては、当消防本部ではおおむね十分程度でございます。この間に必要かつ最小限の活動を行っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

これ最後の質問なんですけれども、この13ページのところにも書いてあるんですけれども救急車の適正利用を考える上で、このデータの中で転院搬送っていうのがございます。

これが706件、全体で6,401件に対して約1割強、この転院搬送があるんですけれども、この転院搬送、ちょっと多いんじゃないかなっていう気もしてるんですけど、これ、救急隊の皆さんの業務を圧迫してるんじゃないかなあっていう懸念を感じております。

そこでまず、転院搬送の現状を教えてくださいたいと思っております。

また自損行為、要は自損行為、自殺っていう部分になるんだろうと思っておりますけれども、これも33件ありまして、今、各市町で自殺対策を取組んでいるのが、されてると思います。ここの現状、もう1番リアルな、ここは結果だと思うんですけれども、そこ市町だったり、警察とか関係機関への連携っていうのが、どうなってるのかっていうのを是非ちょっと教えてくださいたいと思います。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、転院搬送の状況につきましては、令和4年が670件、令和5年が706件と、徐々に増加傾向にあり、事故種別においては、急病、一般負傷について、3番目に多い事故種別となっております。

転院搬送の理由といたしましては、病院側の処置困難又は専門的な治療が必要になったという事案が全体の95%を占めており、これは緊急性が見られますが、それらとは別に約7%の事案が転院先の医療機関から軽症と診断されております。

これらの状況に鑑み、今後は救急車の適正利用を促すために、病院の方々と意見交換などの場を通じて御理解をいただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

もう1件、次に、自損行為についてでございますが、自損行為で救急要請された方、件数は過去4年間を見ても、平均して35件程度で推移しております。特に増加傾向などは見られません。

自損行為事案が発生した場合には、救急現場で警察とのやり取りなどは行いますが、特に市町への報告などは行っておりません。

また市町が行います自殺対策関係機関との連携についても、現在実施していないものでございます。

以上、回答とさせていただきます。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい。まず転院・転送の部分、ここは消防の方から病院になかなか言いづらい部分だと思いますし、厚生労働省と総務省の案件とかいう国の案件かもしれませんが、これが、今から高齢化が進んでいく、病院を使うっていう時に、遠くの、実際、要は、この管区内ぐらいであれば、福岡に転送だったりする中で、往復で1時間以上かかるとか、それが最初何かあったときに、負担にならないような事は、今後、考えていかなきゃいけないんだろうなと思います。

あと、その自損行為に関しては、ちょっと私も事前に鳥栖のほうの対策とってる、健康増進課に現状どうなのかっていう部分の確認はさせていただきました。で、鳥栖市としては、予防っていう部分の啓発っていうのに重きを置いて今やってるんで、実質、消防との連携っていうのはなかなかないっていうのは、私も聞いたんですけど、鳥栖市のほうも、やっぱり、こうリアルな現状をしっかりと見て判断するっていう部分では、必要ではないのかなっていう、考えも若干持ってるみたいで、いろいろ顔を合わせる場とか、情報交換をする場とかで、連携とかをできるのであれば、また、各市町から、問合せとかがあった時には情報提供だったりとか、そういう部分、また、別にそこがあれば、どうやって予防ができるのか、予防をしていって、対処することによって、緊急搬送も減るならばそれが1番だろうと思いますんで、その辺もぜひ考えていただければと思います、今回質問させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

(松隈議長)

他にございますか。

(宮原議員)

はい。

(松隈議長)

はい、宮原議員

(宮原議員)

ページの23ページの節12委託料の中ですね、ドローンの操縦者養成委託料で100万ちょっとの養成だと思いますが、今日、災害等が発生しておるわけですけど、ドローンというのがですね、今後、これが大部分のシェアを占めてくるんじゃないかなと、思うところでございますが、現在、ドローンを1台ありますけれども、消防署にありますけれども、どの程度のものなのかというのを、お答えしていただきたいと思います。

(松隈議長)

どういうドローンかという説明でよろしいでしょうか。

(宮原議員)

はい、そういう事です。災害の時にどういう使い方をするかと。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

宮原議員の御質問にお答えします。

ドローンにつきましては総務省消防庁が示しております、また認定しておりますドローンを、今回、購入しているところでございます。

実際に訓練は行っておりますが、火災現場で8月の15日に鳥栖市で火災があった時に、実際に使用をしております。

今後もですね、そういった中で利用していきたいと思います。

仕様につきましては先ほど言ったとおり、全国でドローンを導入されている消防本部と比べて、平均的な金額のスペックに対しても、赤外線が付いてたりカメラが付いていたり、望遠が付いていたり、そのようなものを購入しております。

以上、回答させていただきます。

(宮原議員)

はい

(松隈議長)

宮原議員

(宮原議員)

現場でそういうカメラとか、そういうふうな赤外線とか付いておるとい事でありますね。

そのドローンがどの程度ね、現場で災害等もあった時にどれだけの能力的に、大きいものか、小さいものかということなんですよね。私がちょっとお尋ねしてるのはそういう事で、うちの当消防署のやつは、普通の小型で、何ですか相手が反対側の現場等を調査するというような、そういうふうな形のドローンなのかというのをちょっとお尋ねしてる。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

宮原議員の質問にお答えいたします。

議員が言われたとおりですね、広範囲の活動に利用できるものでございまして、土砂災害・風水害、そういった火災、または捜索活動において、全体把握をできる、それぐらいの効果を発揮するものでございます。

以上、御回答とさせていただきます。

(松隈議長)

他にございますか。

(大川議員)

はい、すみません。

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

先ほどのですね、救急車関係の事なんです、これは新聞情報でしか知り得ておりませんが、今後何か有料化にするというようなことがですね、新聞でも報道された経緯がありますけれども、その関係について、この鳥栖地区では協議をなされているものか、その辺、どんなでしょうか。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

大川議員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、報道によると三重県の松阪市は、市内の3病院に救急搬送された患者のうち、入院に至らなかった患者から7,700円を徴収するという事を公表されていることを承知しております。

記事によりますと、同市の救急車の出動件数が2023年に過去最多となり、「便利使い」こういったものに歯止めがかからない状況ということが背景にあると報道されております。

SNSにおいても、救急車を有料にするため、「救急車を呼ばなくなってしまった。」という命に関わるような情報が発信されております。

松阪市での今回の動き、救急搬送が有料化になるということではなく、これは保健、健康保険改正法によって、200床以上の地域の医療支援病院は、ほかの医療機関からの紹介状を持たない、初診患者から診療費のほかに選定費用として7,000円以上を徴収することが義務づけられたものでございます。

この医療費は救急車の搬送ではかからなかったけれども、今も、地域の総合病院にかかるとき紹介状がないと7,700円を徴収されるということになっており、この選定医療費について徴収すると認識しているところでございます。

私たち消防におきましては、有料化のことは、基本的には考えておりません。

鳥栖消防です。

(大川議員)

はい、わかりました。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

あのですね、いわゆる少子化ということで、また住民サービスが、もう多様になっている中で、人材確保というのが非常に難しくなってきたわけですね。これは、もう各自治体もしかりで、産業界も全てがそういう状況になってきた中ですね、この、先ほど充足率関係のところ、聞いたんですけど、いわゆる今のですね、この鳥栖・三養基消防事務組合の高卒と大卒のね、初任給、何級の何号のところからスタートしてるのかなとお聞きしたいと思います。

2,652ページですよ。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山次長兼総務課長

(西山次長兼総務課長)

平野議員の質問にお答えします。

高校卒業では、同組合給料表の中では1級の5号給16万6,700円となり、大卒については1級の25号給19万6,900円を初任給といたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

あの一今、高卒と大卒、大卒で19万6,900円

(平野議員)

はい。今のね、今の数字を伝えてですよ。

副管理者さん達、どのように感じますかね。

この、この初任給で大卒19万6,000円、19万6,000円ですよ。19万6,900円。これでさ、いい人材が集まるのかなあと、ちょっと、もう思ったんですよ。もう、正直言って、みやき町も多いですね、岡町長。うちも大卒は初任給が20万超してますよね。

(岡副管理者)

今の格付ですか。

今ですか。ここは超えてなかったと思います。超えてなかったと思います。

(平野議員)

今度、超えるということを、来年度から・・・

(岡副管理者)

来年度ですね。

(平野議員)

来年度20万超しますよね。

(松隈議長)

挙手してからですね、発言して下さい。

(平野議員)

いや、だからね。だからね。

(松隈議長)

はい、はい、平野議員

(平野議員)

はい。

だから私はそれでいいのか、いい人材が集まるのか、と思う。自治体間で人材獲得競争になってるんじゃないですか。ですから、その辺りを事務組合としてどのように考えるのか、そして副管理者たちも、管理者もですね、どのように感じるのか、お伺いします。

(西山次長兼総務課長)

今年度の採用の申し込み人数につきましては、現在のところ、30名の申し込みがっております。

その中で3名程度を採用する予定でございます。

以上、回答させていただきます。

(松隈議長)

現状、割と、今の条件でも申し込みが来てるということで、3名を採用するのに対して30名、今きてるところです。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

はい、平野議員

(平野議員)

はい。じゃあ3名の採用に30名来てると。これは大卒か高卒か分かりませんが、この初任給に満足してですね、募集をされてると思いますよね。

要は、じゃあ、その3名採ったときに、この方達がね、ずっとね、この業務にね従事してくれるのかどうか。

聞くとところによると、よその消防事務組合も聞くとところによると、非常にですね離職率というのが高いそうなんですよね。

非常にきつい、重労働ということで、入りはしたものの、すぐ3か月で辞めていくというような事を、よその消防事務組合では聞いてます。

その辺りがね、この鳥栖三養基がどのような現状なのか、ですね、その辺りも私は30名の応募されてる方、例えば素晴らしい人だと想定をしますけれども、この方たちが逆にやったらね、要は十分にこの仕事を出来ない、ということになったら、結局、良き人材ではなかったということになれば、それでは結局、本当にこの事務組合の仕事というのは、やっぱり十分に発揮されな

いんじゃないかなと思うわけですよ。っていうことを、やっぱしですね、それなりの人材を確保しなければならぬ、ということは、やはり、この基本給というのは上げていかなければならぬんじゃないかなと思うわけですよ。

非常に難しい問題だと分かっています。分かっていますけれども、私はそれだけの鳥栖・三養基消防事務組合の仕事がね、住民に納得されるような、やっぱし、組合活動というのはの仕事をしてもらわなければならない。ね、それだけやっぱ地域住民に信頼される組合であってほしいということを考えながら、ちょっと質問しているという。

(松隈議長)

という答弁を求められていますか。

(平野議員)

はい。やっぱりね組合側からって、なかなかこれ言えないと思うわけですよ。だから構成団体としてね、できれば管理者から今後のことを事務組合はね、運営に当たってどのようなね、将来の構想というのを持ってるのか、やっぱし住民に信頼されるね、組合になるべきだって、それは人命と財産を守る1番のね、組織ですよ。だからその辺りしっかりしてもらわないといけないと思いますんで、管理者答弁願います。

(向門管理者)

はい、座って答弁させていただきます。

私は管理者になって1年半になります。

昨年新しい、今年新しく入られた方なんですけれども、面接をさせていただきました。

非常に優秀でやる気があってですね、いい人材が来てるというふうに思っています。

今年も、今お話がありましたが30名中、3名の枠の中に30名以上来られていますので、意外と鳥栖の消防組合というのは、人気というか、あるのかなというふうに思ってます。

その中で、先ほどの離職に関しても、私が、鳥栖市はかなり離職率高くなっています。に比べて、鳥栖の消防の方は離職者がいないので、非常に環境というか先輩後輩含めて、組織としては良いんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ、いわゆる給料に関しましては、どこでも今ベースアップ、賃金のほうと、上げるという話もありますので、その流れの中で消防組合としてもしっかりと、新給料、報酬に関しては見直していくときには見直して行って、よその自治体が上がってるのにうちだけ上がってないとか、それはないようにですね、しっかりとそこは見ていきたいというふうに思っております。

(平野議員)

わかりました。

(松隈議長)

よろしいでしょうか。

(平野議員)

はい。

(大久保議員)

はい。

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

皆さん、大変貴重な御質問される中で大変勉強になりましたけど、1点だけ大したことないんですけど、組合の報告書ですね、5ページの情報指令課のところでは119番通報訓練について、ということが載ってございましたけれども、これ約半年間の期間において、その通報訓練を約300件ぐらいしたというふうな報告がありますが、これはどういう形なんです。通報訓練をされているのかをお尋ねいたします。

(井上情報指令課長)

はい、議長

(松隈議長)

井上情報指令課長

(井上情報指令課長)

大久保議員の御質問にお答えします。

通報訓練はですね、各事業所が半年に1回、若しくは1年に1回、火災に対する訓練をする時に合わせて、119番のかけ方を勉強してもらうような訓練になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

(大久保議員)

はい。

(松隈議長)

はい、大久保議員

(大久保議員)

ということは実施期間、実施がトータル294件ということですので、各管内の事務所の何ていうか、担当の方に口頭でなさってるってということですか。何か文書とかチラシ等々もあるのか。

(井上情報指令課長)

はい、議長

(松隈議長)

井上情報指令課長

(井上情報指令課長)

はい、実際に119をかけてもらっております。

119をかけてもらって、向こうの想定する火災の内容を伝えてもらって、それに対する受け答えを行っております。実際、119番をかけてもらっております。

以上です。

(大久保議員)

最後です。

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

ということは各事務所の中の、どれぐらいの方が参加されているか分かりませんが、そのいらっしゃる中で、実際にどなたかお一人がかけられて、その模様をそこの職員というか従業員さんを見て、各情報共有しているというようなやり方でよろしいですか。

(井上情報指令課長)

はい、議長

(松隈議長)

井上情報指令課長

(井上情報指令課長)

はい、そのとおりでございます。

(松隈議長)

よろしいですか、他ございますか。

(松隈議長)

はい。では質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第9号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年8月組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和6年 9 月 10 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

花寺省吾

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

平野達矢